

健 第 1317 号
平成 24 年 12 月 6 日

岩手県国民健康保険団体連合会理事長 様

岩手県保健福祉部長

国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱
の制定について

東日本大震災津波による被災被保険者について、その適正な医療を受ける機会を確保するため、別紙「国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱」を定め、平成 24 年度分の補助金から適用することとしましたので、お知らせします。

国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 東日本大震災津波により被災した被保険者（以下「被災被保険者」という。）の適正な医療を受ける機会を確保するため、市町村国民健康保険の保険者（以下「保険者」という。）が、被災被保険者に対する国民健康保険に係る療養の給付等の支給に関する一部負担金特例措置（以下「補助事業」という。）を実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助事業は、保険者が、知事の定める基準により、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間において、被災被保険者に対し、次の措置を実施する事業をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定に基づく一部負担金の免除
- (2) 法第53条第2項第1号（第54条の3第2項において準用する場合を含む。）、第54条の2第4項及び第54条の3の規定に基づく保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額の免除

(補助額の算定方法)

第3条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

経費	補助額
前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に、保険者が補助事業を行う場合に要する経費から、次に掲げる交付金又は補助金を控除した経費。 (1) 国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金 (2) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第3号、第4号及び第12号に基づく特別調整交付金 (3) 国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例（平成17年条例第61号）第2条に基づく特別調整交付金	当該補助事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額

(申請の取下期日)

第4条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 その他補助事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月6日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

別表

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付申請書 1 補助金所要額調書 2 収支予算書 3 その他必要と認める書類	第1号 第2号	各1部	別に定める
規則第13条の規定による書類	国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金請求(精算)書 1 補助金所要額調書 2 その他必要と認める書類	第3号 第2号	各1部	別に定める